

川島町空家等対策計画（概要版）

策定の趣旨及び計画期間

人口減少や少子高齢化の進行、世帯構造の変化を背景に全国的に空き家が増加し、周辺の環境悪化等が問題となっています。

このような状況を踏まえ、本町の空き家対策を総合的かつ計画的に推進するため、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、川島町空家等対策計画を策定します。

策定にあたっては、第6次川島町総合振興計画や各種個別計画との整合を図りながらするものとしてします。

計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

空き家問題に対する課題

《①増え続ける空き家》

- ・増え続ける空き家に対し有効な施策展開を図るため、空き家の実態を把握するシステム構築が必要です。
- ・空き家の除却が進まない要因の1つに固定資産税の住宅用地の特例等が考えられるため、税制度の見直しの検討が必要です。

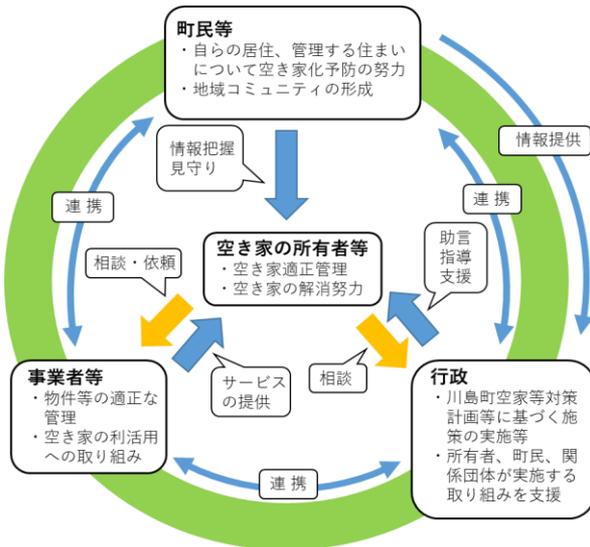
《②流動しない空き家》

- ・空き家の期間が、長期化するほど建物の老朽化が進みやすく、売却や賃貸などの利活用が難しくなることから、早期の利活用を促す仕組みの検討が必要です。

《③危険な空き家》

- ・私有財産である空き家の管理や処分は、所有者の責任で行うべきため、自己の責任で管理・処分を誘導できるような施策の検討が必要です。
- ・空家法第14条に基づく行政措置の体制を整えるため、特定空家等の認定や措置に関する整備が必要です。

空き家問題に対する実施体制イメージ



基本方針及び主な取組

《基本方針1 空き家の発生を抑制し、適切な管理を促進します。》

- ①空き家に関する情報発信や意識啓発活動
- ②空き家データベースのシステム構築
- ③適正な管理を促す通知
- ④税制度の見直し

主要な取組

地元団体と協同での空き家実態調査に努め、**空き家データベース**のシステムを構築します。



《基本方針2 空き家の有効活用を促進します。》

- ①有効活用を促す周知
- ②空き家バンクの周知
- ③利活用に向けた支援策
- ④マイホーム借上げ制度等の紹介

主要な取組

空き家の資産価値及び運用方法を可視化する「**空き家診断事業**」を導入し、空き家バンク等の登録を促し、利活用の促進をします。



《基本方針3 著しく管理不全な空き家の解消に向けた取組を推進します。》

- ①空き家解体に係る助成制度の活用
- ②特定空家等の認定
- ③行政代執行等の実施

主要な取組

空き家解体に対する費用を一部助成し、**管理不全な空き家の解消**に努めます。

